

対イラク戦争後の国際石油情勢に関する調査*

エグゼクティブサマリー

総合エネルギー動向分析室 室長 小山 堅

第1章 イラク復興状況およびその課題と展望

サダム・フセイン政権の崩壊後、「連合軍復興人道支援機構 (Office of Reconstruction & Humanitarian Affairs: ORHA)」、次いで「連合軍暫定統治機構 (Coalition Provisional Authority: CPA)」が設立され、その下でイラク復興が開始された。2003年5月22日には国連決議1483号によって、対イラク経済制裁が全面解除され、国内的には7月に25名のイラク人による「イラク統治評議会 (Iraq Governing Council: IGC)」が発足、一部省庁の閣僚が任命されるなど復興に向けた動きが展開した。

しかし、その一方で、2003年5月1日のブッシュ大統領による「戦闘終結宣言」の後も、イラクの治安は安定化せず、米軍を中心とする犠牲者は増大を続けた。2003年8月頃からは、テロの頻発・対象の拡大など事態は悪化して、治安状況の悪化が深刻な問題となった。

こうした状況に危機感を覚えたアメリカは、2003年11月に、イラク人への主権委譲の前倒しを図る方針を打ち出した。その方針では、2004年2月末までに暫定憲法となる「基本法」を制定、5月に暫定議会選挙実施、6月末までにイラク人による暫定政権を樹立してそこに主権委譲等のスケジュールが定められた。

現在までの進展を見ると、2004年3月に「基本法」が一応制定され、2004年6月末の主権委譲は当初予定通りとなっているものの、その方法・プロセスに関しては未だ明確となっていない状況にある。また、暫定議会選挙に関しては、代わって直接選挙の必要性が中途から浮上し、2004年末から2005年初にかけて実施されることとなった。しかし、これらのプロセスの進捗に関してはまだ予断は許されず、かつ、イラク人による政権樹立と主権の回復に関する当初目標からは大幅な遅れとなっているという問題点もある。

さらに、基本法の位置付けや内容を巡って、国内各派の不満や対立が顕在化する等、今後の統治体制を巡る国内情勢には不透明感が高まっており、予断は全く許されない状況にある。

*本報告は、平成15年に経済産業省資源エネルギー庁より受託して実施した受託研究の一部である。この度、経済産業省の許可を得て公表できることとなった。経済産業省関係者のご理解・ご協力に謝意を表すものである。

一方、経済状況から見ても、イラク復興には課題が山積している。イラクは1970年代までは増大する石油収入を背景に順調な経済成長を達成したが、イラン・イラク戦争、湾岸危機・戦争、国連制裁等によって大きな打撃を受けてきた。さらに、今回のイラク戦争および戦後の略奪・テロ等による被害が追加的に加わっている。

こうした状況下、イラクの復興ニーズに関して、様々な検討が行われてきた。2003年10月には国連開発計画と世界銀行が共同で調査を実施し、その結果が「イラク復興支援会議（マドリード会議）」に報告された。その調査によると、イラク復興に必要な資金額は、2007年末まで総額約550億ドルに達すると算定されている。復興に関して、特に重要とされる部門は、電力部門、石油部門、利水・衛生部門、教育等が上げられており、今後これら部門に対する優先的投資・取り組みが必要と考えられている。

今後のイラクの復興を左右するポイントとしては、石油収入の動向、イラクの債務問題の調整、の2点が重要であると考えられる。イラクの対外債務は1200億ドル、これにクウェート侵攻に対する賠償金2000億ドルを加えると3200億ドルもの金額に達するとの見方もあり、イラク復興に重くのしかかっている。債務問題に関しては、2003年7月に主要国債権会議（パリクラブ）において、公的債務返済については2004年末まで凍結されることになったが、今後のさらなる調整が必要となっている。

イラクの復興契約に関しては、2003年12月5日にアメリカ政府が発した通達で入札参加が対イラク戦争支持国に限定されたため物議をかもした。結果的には入札対象国の範囲は拡大され、フランス、ドイツ、ロシア等、戦争反対国の企業も下請け契約に関しては入札可能となった。

入札主要契約は、発電部門、道路・交通インフラ等多岐に渡る合計26件で契約総額は186億ドルに上る規模である。2004年3月時点では11件が発注（内1件はキャンセル）されているが、現状では受注企業のほぼ全ては米国企業となっている。

第2章 イラク戦争、戦後復興を巡る主要国の対応

2002年以降、対イラク戦争に向かってアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、ロシア等の主要国および国連など、国際社会では様々な展開が見られた。その状況の概略を下表に整理する。

この間、イラクとの歴史的な関係、9・11テロとその後の対テロ戦争への取り組み状況、サダム・フセイン政権との政治・経済関係、アメリカによる一極支配への抵抗、イラク問

題（大量破壊兵器査察問題等）に関する国連の役割に対する評価・期待、等の様々な要因に対する立場・基本的考え方の違いから、主要国の間では歴然とした差異が現れるに至った。

表 ES-1 対イラク戦争をめぐる展開の概略

2002年	1月	- ブッシュ大統領、一般教書演説でイラクなど3カ国を「悪の枢軸」と非難
	10月	- 米英が国連査察の無条件受入れをまとめる決議案第1441号を安保理に提示
	11月	- 国連安保理、決議第1441号を全会一致で採択
		- イラクが国連決議の無条件受諾を決定
		- 国連査察を4年ぶりに再開
	12月	- イラク政府、国連査察団に大量破壊兵器開発に関する申告書を提出 - パウエル米國務長官、イラク申告書は国連決議の要求を満たしておらず「重大な違反」と表明
2003年	1月	- フセイン・イラク大統領がテレビ演説で「国連査察は諜報活動」と非難 - 国連査察団、安保理にイラクの協力は不十分と報告 - ブッシュ大統領が一般教書演説で大量破壊兵器を保有する「無法者政権は最大の脅威」と指摘
	2月10日	- 仏独首脳が共同宣言でイラク査察の継続、強化を確認
	14日	- ブリクスUNMOVIC(国連監視検証査察委員会)委員長とエルバラダイIAEA(国際原子力機関)事務局長、安保理でイラク査察活動の追加報告。査察継続求める - 安保理、国連査察委の追加報告受け協議。仏独口中など多くが査察継続支持
	24日	- 米英スペインが安保理にイラクへの武力行使容認する新決議案を共同提出 - 仏独口、新決議案に対抗し査察の4カ月延長などを求める査察強化策を安保理に提出
	25日	- ブッシュ大統領、新決議が必ずしも必要でないとの認識示し、採択されなくても攻撃開始する可能性に言及
	28日	- ブリクスUNMOVIC委員長が国連安保理に定例報告書を提出。「イラクの武装解除の成果は非常に限定的」と指摘 - 仏口外相、イラクの武力行使を容認する新たな決議案が出れば拒否権行使を示唆
	3月1日	- イラクが弾道ミサイル「アッサムード2」の廃棄開始 - トルコ国会が国内への米軍駐留を否決
	5日	- 独仏口、パリで緊急外相会談。新決議案に反対の共同宣言発表
	7日	- ブリクスUNMOVIC委員長とエルバラダイIAEA事務局長、国連安保理外相級の会合での報告でイラク側の弾道ミサイル廃棄などを評価する一方、すべての作業終了までに数カ月必要との見方示す - 米英スペインが安保理外相級会合に、17日をイラクの武装解除最終期限とする修正決議案提出
	13日	- 安保理、英提案で合意できず、週内の修正決議案採決を断念
	16日	- シラク仏大統領、査察延長期間をそれまでの「120日」から「30日」に短縮する妥協案提示
	17日	- 米英スペイン首脳が大西洋上のポルトガル領アソレス諸島で会談。ブッシュ米大統領、「明日(17日)が世界の決断の時。国連に行動を望む」
		- 米英スペイン、国連安保理で修正決議案の採択を求めないと発表 - ブッシュ米大統領、フセイン大統領の48時間以内の亡命を求める最後通告の表明

	20日	- 米英軍がイラクに対する攻撃開始
	5月2日	- ブッシュ米大統領、イラク戦結末を宣言

(出所) 日本経済新聞等より作成

すなわち、テロ支援問題、大量破壊兵器開発問題等を中心に、「悪の枢軸」の一角を為すイラクとの対決姿勢を鮮明に打ち出し、サダム・フセイン政権の打倒のため武力行使路線を追及していったアメリカ、イギリス、スペイン等と、上述のアメリカによる武力行使路線に最後まで抵抗し、国連査察の強化による解決が可能であり、武力行使を求めるアメリカ等の国連決議案には拒否権行使も辞さないとした、フランス、ロシア等に、主要国の対イラク戦争を巡る対応は完全に2極分解したのである¹。

イラク戦争後、この2極分解による「溝」を埋めようとして様々な努力が試みられており、主要国間の関係修復に関して一定の成果が得られているようにも思われるが、深層における影響度、関係修復努力の真の効果のほどは未だ不明である。いずれにせよ、イラク戦争に対する主要国の対応にかくも大きな差が生まれ、上述の2極分解が発生したこと自体が、今般の戦争がもたらした国際的なインプリケーションの中でも最も注目し得る点の一つであったと考えられる。

戦後復興に関しては、主要国ともイラク支援の必要性・重要性、そしてイラク新政権の安定性が重要であることを基本認識として共有しているように思われる。こうした状況下、2003年10月23~24日、スペインのマドリードで国連、イラク統治評議会代表団を含む約70カ国・20国際機関が参加する「イラク復興支援国会議」が開催された。この会議には、前述した国連・世界銀行共同調査の結果（復興に必要な資金額550億ドル）が示され、それを基に議論が進められた結果、米国の186億ドル、日本の15億ドル、その他各国からの約130億ドルの支援が表明された。こうして、復興ニーズ（約550億ドル）の6割に相当する総額約330億ドルの支援が国際社会からプレッジされたのである²。

第3章 イラクの石油開発の現状と展望

イラク石油省の1993年発表によれば、同国の原油確認埋蔵量は1125億バレルである。この埋蔵量はサウジアラビアに次ぐ世界第2位であり、BP統計等によれば世界全体の11%のシェアを有している。しかし、イラクには未探鉱地域が多く存在しており、今後さらに確認埋蔵量が増加する可能性もある。

¹ なお、主要国毎の対イラク戦争を巡る対応やその特徴については、第2章2-1および第2章参考資料1~8を参照されたい。

² なお、フランス、ドイツの同会議代表団は、欧州連合に供与した資金以外には追加資金をプレッジしなかった。また、ロシア代表団も資金供与を申し出ていない。

豊富な石油資源を有するイラクであるが、その石油生産・輸出は1970年代以来大きな変動を繰り返してきた。その変動をもたらした主要因は、第1次・2次石油危機による原油価格の高騰、イラン・イラク戦争、湾岸戦争、クウェート侵攻後の国連制裁等であり、政治的・地政学的要因によってイラクの石油開発が左右されてきた歴史を示している。

今回のイラク戦争では、石油部門に対する戦争の直接被害は限定的であった。そのため、イラク復興には石油輸出収入が不可欠であることから、イラクの早期の国際石油市場復帰への期待が高まった。イラクの市場復帰に向けて、2003年5月には国連制裁が全面解除され、6月にはトルコのジェイハンから約800万バレルの原油が輸出され、市場復帰の第1歩を飾った。

しかし、戦争終結後の石油部門に対する略奪の横行、パイプラインや電力設備等に対するテロの頻発、全般的な治安悪化等の要因のため、当初期待されたほどにはイラクの石油生産・輸出回復は進まなかった。国際石油機関(IEA)の推計によれば、イラクの石油生産は2004年2月の249万B/Dから4月には16万B/Dに低下し、その後7月でも66万B/Dと極めて緩やかな回復を示すにとどまった。

その後も治安状況の悪化は継続したが、2004年8月からは生産・輸出は順調に回復した。イラク石油省によれば、2003年12月のイラク生産量は210~230万B/Dであり、そのうち、190万B/DがRumaila油田を中心とする南部油田から、20~40万B/Dがキルクーク油田(北部油田)からの生産となっている。このうち、北部油田の20万B/D前後は油田に再圧入されているとも言われている。この原因は、輸出インフラのボトルネックであり、2004年初時点の原油輸出量約160万B/Dは全てペルシャ湾岸のバスラターミナル(能力約160万B/D)から輸出されており、その他の輸出ルートが使用不能であったため、販路不足が発生しているためである。こうして、北部油田は、生産能力以下の生産状況となっている。

最近の急速な生産・輸出の増加を受けて、イラク石油省は2004年第2四半期には原油生産量280万B/D、2004年末300万B/Dを目指すとの生産計画を発表している。現在の生産が輸出能力による制約を受けていることから、今後の生産動向を左右するのは、バスラターミナル以外の輸出インフラの再開動向に依存する。

この点では、最近新たな動きが現れており、その展開が注目されている。すなわち、イラン・イラク戦争、湾岸戦争で被害を受け閉鎖されていたペルシャ湾岸のKhor-Al-Amayaターミナルが2004年2月27日には初期能力25万B/D程度で再開されたこと、2004年2月下旬にキルクークからトルコのジェイハンに向けたパイプラインのテスト送油が再開され、3月にはジェイハンでの原油販売(約600万バレル)が実施されたこと、等である。し

かし、これらの輸出インフラの安定的な運転・能力拡大のためには治安確保が最重要であり、その意味ではまだ先行き不透明な状況にあるともいえる³。

表 ES-2 イラクにおける油田毎の原油生産能力および 2003 年 12 月時点での生産量

単位:1,000 B/D

地域別	油田名	現時点 の生産能力†	03年12月時点 の生産量‡
北部油田	Kirkuk	700	200-400
	Bai Hassan	120	-
	Jambur	80	-
	Khabaz	30	-
	Saddam	30	-
	Ain Zalah-Butmah-Safaia	17	-
	Naft Khanah	10	-
	East Baghdad	17	-
小計北部		1,004	200-400
南部油田	South Rumaila	750	} 1,300
	North Rumaila	500	
	Zubair	240	130
	West Qurna	250	290
	Luhais	50	25
	Nahr Bin Umar	10	10
	Missan Fields*	160	100
	Marjoon		50
小計南部		1,960	1,905
合計		2,964	2,105-2,305

注 * Missan Fields は、Buzurghan(5万 B/D)、Jabal Fauqi(4万 B/D)、Abu Gharab(6万 B/D)、Amara(1万 B/D)

(出所)†Energy Intelligence Research、Iraqi Oil and Gas: A Bonanza in Waiting の推定値である。

‡イラク石油省の発表による推定値(Middle East Economic Survey、2004年1月19日)

第4章 イラクの石油開発に関わる主要国・国際石油会社の動向

イラクの近代石油開発・石油産業の歴史は、20世紀初頭の「トルコ石油会社」設立にまでさかのぼる。この「トルコ石油会社」設立当初から、イラクの石油開発はイギリス、フランス、ドイツ、そして後にはアメリカ企業が参加する国際コンソーシアム体制で実施されてきた。しかし、その後の様々な経緯を経てきたイラク石油産業は、1965年に成立したバース党政権下、外国石油会社の資産・権益国有化という事態を迎え、1975年には「イラク国営石油会社(Iraq National Oil Company(INOC))」によって完全国有化が達成された。

³ また、最近の急速な生産拡大や国連制裁下における劣悪な油田管理によって、主力油田での油層・圧力管理等に問題が生じている可能性も指摘されている。

国有化以来、石油産業の全ての分野は国営 INOC の管理下に置かれ、特に上流部門では、基本的に外資参入は不可能であった。しかし、湾岸戦争による損傷を修復し、油田の生産能力を回復・維持するための投資や操業に必要なスペアパーツ・技術・資金の導入が必要であった。また、既発見で未開発の巨大油田を開発するためには莫大な投資が必要であり、そのためにも外資を導入することが必要不可欠と見なされるようになった。

その結果、1997年以降、これら巨大油田開発プロジェクトを巡って、国際石油会社との交渉が始まり、ロシア Lukoil による西クルナ油田第2フェーズ開発契約(投資額37億ドル、生産量60万B/D)⁴、中国 CNPC による Al-Ahdab 油田開発契約(投資額12.6億ドル、生産量9万B/D)等の大型契約が調印された。その後も、フランス・トータルによる Majnoon 油田および Nahr Umar 油田開発を巡る交渉など、対イラク戦争前までに50社にのぼる国際石油会社がイラクにアプローチしたといわれている。

下表にサダム・フセイン政権下でのイラクと外資の石油開発プロジェクトの概要をまとめる。各プロジェクトを総計すると、外資による油田開発プロジェクトが実現された場合、300万B/Dを上回る石油生産能力が新規に追加されることになり、イラクの供給ポテンシャルの巨大さを示すものとなっている。

なお、こうした油田開発契約を巡る交渉の背景には、純粋な経済的側面からの外資導入の必要性だけでなく、対イラク制裁を主導するアメリカとそれ以外の主要国(ロシア、中国、フランス等)との間にイラクの巨大油田の開発権へのアクセスを梃として、「楔」を打ち込み、イラク包囲網を分断化しようとする政治的狙いもあったものと考えられる。

サダム・フセイン政権崩壊後、上述の外資による開発契約に関しては、その法的有効性の問題がクローズアップされるようになっている。現時点では、前述の中国 CNPC との契約も含め、4件の調印済み契約が存在している。現在のイラク石油当局者は、これらの契約は、適法性、競争力、イラク国民にとっての利益、の3点から再評価される、と述べており、今後の展開は予断が許されない。

しかし、いずれにせよ、外資がこれらの大規模プロジェクトへの投資を本格的に実施するにあたっては、投資環境に関する条件整備が必要不可欠であると見られている。その条件として、最重要なのは、イラクにおける治安の改善と安定化、イラクの正統的安定政権の確立、その政権による石油開発に関する法律・制度面の整備、等である。

⁴ Lukoil との契約に関しては、イラク戦争前の2003年12月にイラク側が契約破棄を通告している。

表 ES-3 サダム・フセイン政権時代におけるイラクの外資との開発プロジェクト

油田	目標産油能力	概要
西クルナ (West Qurna)	600	1997年にロシアのルクオイルが生産分与契約に調印したが、イラク側がこれを2002年に取り消した。
アル・アダブ (Al-Ahdab)	90	1997年に中国のCNPCが生産分与契約に調印。
マジヌーン (Majnoon)	600	1998年にトタルフィナエルフ(現トタル)が生産分与契約の調印に向けた交渉を開始。契約未調印。
ナー・ビン・ウマール (Nahr bin Umar)	440	1998年にトタルフィナエルフ(現トタル)が生産分与契約の調印に向けた交渉を開始。未調印。ロシアのザルベジュネフチを交渉開始の意向。
アマラ (Amara)	80	2002年、ペトロベトナム、DPCが契約調印。
ヌール (Nur)	50	2001年、SPC、DPCが契約調印。
ラフィダイン (Rafidain)	100	2003年、ソユーズネフチェガスが基本合意。
ガラフ (Gharraf)	100	2002年、TPAOが交渉開始。
ナシリヤ (Nasiriyyah)	300	1998年以降、ENIとレブソル YPFが関心表明。契約未調印。
ハルファヤ (Halfaya)	250	BHP、CNPC、韓国企業が関心表明。契約未調印。
ラタウィ (Ratawi)	200	ペトロナス、クレセント、シェル、ネクセンが関心表明。契約未調印。
トバ (Tuba)	180	ソナトラック、ONGC、リライアンスが交渉中。
キフィル東バグダッド (Kifl East Baghdad)	30-50	チュニジアのエタップが関心表明。
探鉱区1	-	TPAO、エタップ、カルネフチェガスが関心表明。
探鉱区2	-	ペトロナスが交渉を進展。他企業も関心表明。
探鉱区3	-	2002年、プルタミナと契約調印。
探鉱区4	-	2003年、ストロイトランスガスと契約調印。
探鉱区5	-	クレセント、ネクセン、ペトロベトナムが交渉中。契約未調印。
探鉱区6	-	CNR、ペトレルが交渉中。契約未調印。
探鉱区7	-	ベラルーシ企業が交渉開始。
探鉱区8	-	2000年、ONGCが契約調印。
探鉱区9	-	タトネフチと交渉中。

(出所) Petroleum Intelligence Weekly, April 7, 2003, 'Special Supplement Iraq's Upstream: Unlimited Potential.

(注) 目標産油能力の単位は「1,000B/D」。

第5章 イラクの復興および国際石油市場復帰による影響

イラク戦争を巡る国際情勢およびイラクの今後の体制とその安定性の問題は、中東・周辺諸国にとって、自らの安定性を阻害しかねない要因を形成する可能性がある。

その背景には、アラブの同胞を蹂躪し政権を力で転覆させた米国への反発、サダム・フセイン体制の崩壊とその勢力一掃への歓迎、これから誕生するイラク新政権の性格やその政策に対する関心と不安、イラク占領の早期終結要請と安定性確保に必要な米軍駐留の必要性との間で生ずる矛盾、アメリカ - サウジアラビア関係の「緊張」とその影響、等、極めて複雑な要素が存在し、かつ相互に影響を及ぼし合っているという事情がある。

こうした点を踏まえて、今後のイラク復興や統治体制の問題から、特に周辺諸国に影響を及ぼしうる可能性を絞り込むと、第1には、イラク国内におけるイスラム・シーア派を巡る政治動向とその影響、第2には、イラクにおける世俗的な民主主義国家が成立した場合の影響、第3に、イラクのクルド系国民を巡る政治状況と周辺諸国への影響、の3点になる。

これらの問題に関しては、先行きに大きな不確実性が存在しており、その展開如何によっては周辺諸国の安定性に相当程度の影響が生ずる可能性は否定できないものと思われる。

さて、イラクの戦後復興の経済面での鍵を握るのは言うまでもなく、石油部門の復興であり、石油生産・輸出の拡大である。豊富な石油資源を有し、多くの既発見の巨大油田を持つイラク石油部門の今後の動向は、国際石油情勢を左右する重要なポイントである。

国際石油市場への影響に関して、短期的な視点から見た場合の重要なポイントは、イラクの石油輸出インフラの稼働状況とそれを左右する国内の治安状況である。2004年2月時点でイラクの石油は南部バスラターミナルからのみ輸出されているが、同ターミナルの能力はほぼフル稼働状況にあり、今後の増産・輸出拡大はトルコ向けパイプラインの再稼働および Khor-Al-Amaya 輸出ターミナルの再稼働にかかっている。この、両インフラを再稼働させる新たな動きが最近見られるようになっているが、その先行きにはまだ不確実性が伴っている。

2004年の国際石油情勢について、世界の石油需要、非 OPEC 石油生産、OPEC の対応等の要素も加味しつつ、イラクの生産・輸出の先行きを中心に、3つのケースに分けて分析を行った⁵。その結果、イラクの石油生産が2004年末250万 B/D まで緩やかに増加する

⁵ この分析に当たっては、小山堅「2004年の国際石油情勢と原油価格展望」(日本エネルギー経済研究所、第384回定例研究報告会、2003年12月22日)を参照した。

「基準ケース」では、2004年後半を中心に緩やかな需給バランスの緩和、その結果としてWTI原油価格は26-27ドルとなる、イラクの石油生産が現状並み(200万B/D)にとどまる「高価格ケース」では、需給バランスが緩和せず原油価格は30-32ドルに高止まりする、イラクの原油生産が急速に回復する「低価格ケース」では大幅な需給緩和が発生、原油価格が20ドル台前半まで低下する、という可能性が示された。

なお、2004年以降、原油価格高騰が持続し1-3月実績で35ドルを上回っている実態を考慮すると、上記の3ケース全てについて原油価格の見通しを2ドル前後上方修正(例えば、「基準ケース」の価格見通しは28-30ドルに修正)する必要があるとも思われる。

中長期的な影響を考えるにあたって、最も重要なポイントは、イラク石油部門への本格投資の行方である。そして、その投資を左右するのはイラクにおける正統性かつ安定的な政権の確立如何であると考えられる。

現在、2004年6月末の主権委譲、2004年末あるいは2005年初における直接選挙の実施等、今後の統治体制を考える上で重要な動きが展開し始めている。しかし、その先行きには極めて大きな不確実性が存在していると言わざるを得ない。そのため、正統的かつ安定的なイラク政権の確立に関して、異なる2つのケースを想定した。

今後、その道程は険しくとも、内部勢力の妥協や国際社会の協力によってイラクの体制が安定化の方向に向かう「安定化シナリオ」では、イラク石油部門への投資が着実に進み、2010年にはその生産量が500万B/D前後に達する。イラクの増産そしてイラク石油開放の状況は、国際石油市場に大きな供給超過圧力を発生させ、原油価格は大きく低下する可能性が生ずる。

一方、統治体制の安定が確立されず、混乱と治安の悪化が長期間継続する「政治混乱・停滞シナリオ」では、イラク石油部門への投資は進まず、2010年でも生産量が300万B/D前後にとどまる。イラク不安定化の継続による「リスクプレミアム」も存在し続けるため、原油価格は高止まりを続ける、という結果がもたらされる。

上述してきたように、イラクの復興および国際石油市場への復帰に関しては、多くの課題が残されており、その先行きは不透明かつ楽観視は許されないものとなっている。

イラクの将来は、国際政治・国際関係の面からも重要な意味を持っており、またそれが周辺諸国、とりわけ世界の石油供給の中心地である中東地域の安定性にも影響を及ぼす可能性がある点は見逃すことができない重要な問題である。さらに、イラクの石油生産・石

油輸出の将来は、国際石油情勢や需給バランスを左右する主要因の一つでもある。

こうした点から見て、石油供給のほぼ全てを国際石油市場からの輸入に依存し、対米・対中東・対欧州・対ロシア等との国際関係を踏まえた政策展開が要求されるわが国にとって、イラク情勢の将来は重要な意味を持つことになる。わが国としては、今後ともイラクの安定化に向けた努力を続けると共に、今後の政策展開に資するため、イラク問題を中心とした国際情勢、国際石油情勢に関する情報分析を継続しつつ、その精度をさらに向上させていくことが必要になるものと思われる。

お問い合わせ：ieej-info@tky.iej.or.jp